

議事第 1 号

会長の選出について

岐阜県環境審議会条例（平成 6 年条例第 1 8 号）第 4 条第 1 項の規定により、審議会に、会長を置き、委員のうちから互選するとされています。

岐阜県環境審議会事務局として、これまで 7 期にわたり委員を務められ、さらに委員改選前まで会長として尽力された佐治木 弘尚委員を会長に推薦します。

なお、事務局からの会長の推薦について、委員本人から承諾を得ている旨申し添えます。